

免許番号 区第504号

漁場の位置 たつの市御津町新舞子地先

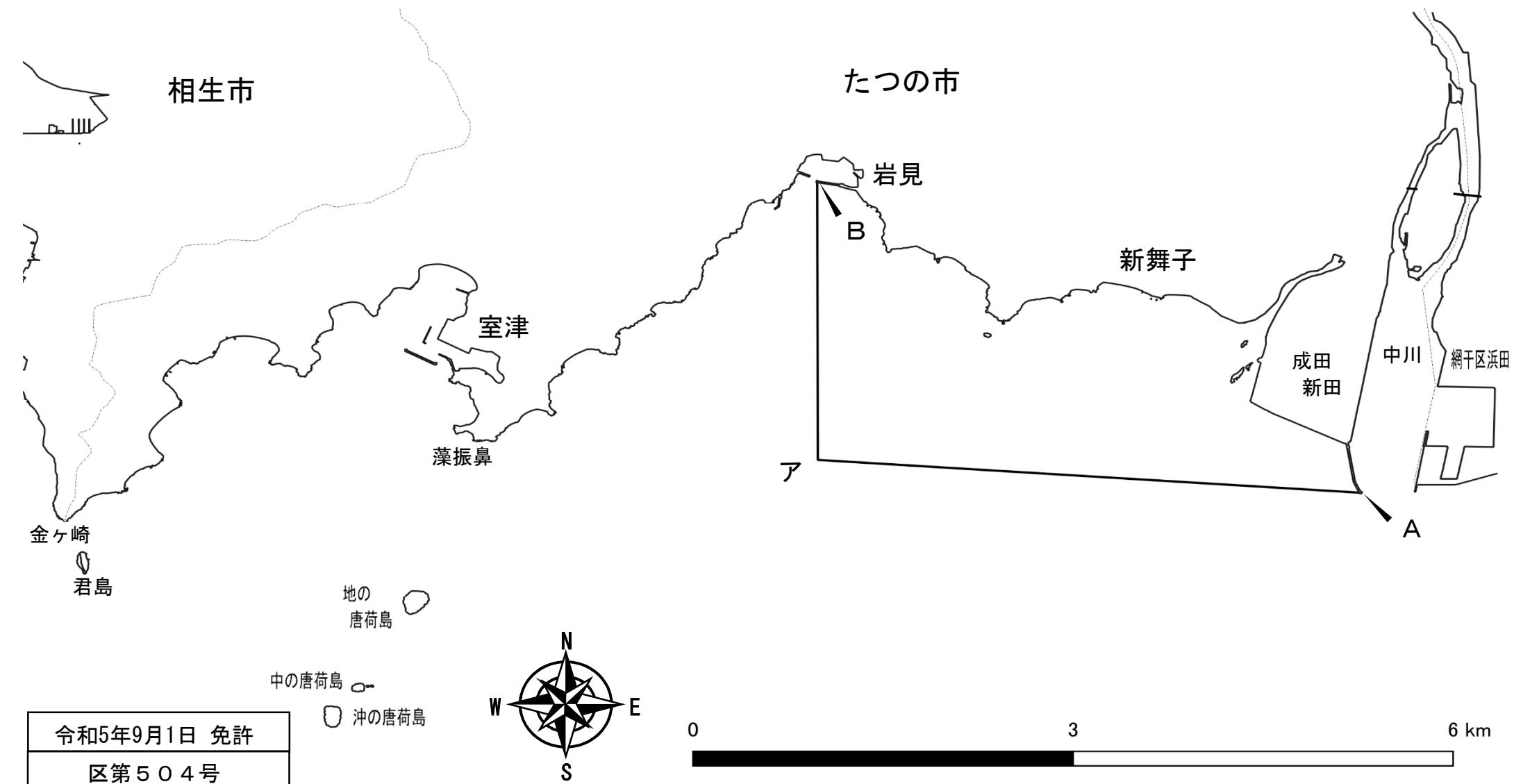
漁場の区域 次の点A、ア及びBを結んだ線と防波堤並びに最大高潮時海岸線により囲まれた区域

点の位置

A たつの市御津町成山新田地先姫路港中川西防波堤灯台中心点（北緯34度45.4分、東経134度34.0分）

B たつの市御津町岩見漁港東防波堤灯台中心点（北緯34度46.8分、東経134度31.7分）

ア 北緯34度45.58分、東経134度31.70分



1	表 示				表示番号	表 示	
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日	
	漁 場	別紙漁場図のとおり					
	漁業の種類	第1種区画漁業 垂下式貝類養殖業 1月1日から12月31日まで					
	主な漁獲物						
	漁業の時期						
制限 又は 条件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。						
漁業権区		先取特権区		抵当権区		入漁権区	
順位番号	事 項	順位番号	事 項	順位番号	事 項	順位番号	
1	たつの市御津町岩見1308番地5 岩見漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日						
海 区	兵庫県瀬戸内海海区	免許番号	区第504号	摘要			